

共同企業体協定書（参考）

（目的）

第1条 当共同企業体は、岡山市廃棄物発電電力活用事業（以下「事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、事業期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、事業を請負うことができなかったときは、企業体は、当該事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 住所
名称

第2構成員 住所
名称

第3構成員 住所
名称

（代表者の名称）

第6条 企業体は、第1構成員である_____を代表者とする。

なお、代表者は、事業の全体調整、進捗管理を行うものとする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、事業の実施に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに事業代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条 削除

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに事業の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項につ

いて協議の上決定し、事業の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、事業の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 企業体は、事業の完了後、当該事業について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第 14 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本事業を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち事業期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を完了する。

(構成員の除名)

第 14 条の 2 企業体は、構成員のうちいずれかが、事業期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項を準用するものとする。

(事業期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが事業期間途中において破産又は解散した場合においては、第 14 条第 2 項を準用するものとする。

(代表者の変更の禁止)

第 15 条の 2 正当な理由がなく、代表者が脱退すること又は、代表者を除名することはできない。

(解散後のかし担保責任)

第 16 条 企業体が解散した後においても、当該事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 17 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

____及び____は上記のとおり共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を____通作成し、各通に構成員が記名捺印
し、1通を発注者に提出し、残りを各自所有するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員	住 所	
	名称	
	代表者名	印

第2構成員	住 所	
	名称	
	代表者名	印

第3構成員	住 所	
	名称	
	代表者名	印